附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経営力向上計画に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条第二項第一号及び第二号の規定は、特定事業者等（中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下この条において同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける法第十七条第一項の認定（法第十八条第一項の変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画（法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等について適用し、特定事業者等が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（先端設備等導入計画に関する経過措置）

第三条　新規則第二十五条の規定は、法第二条第一項に規定する中小企業者が施行日以後に法第五十二条第一項の規定により申請する先端設備等導入計画（同項に規定する先端設備等導入計画をいう。第三項において同じ。）に記載された先端設備等（法第二条第十四項に規定する先端設備等をいう。）について適用する。

２　施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請又は法第五十三条第一項の変更の認定の申請であって、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

３　施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請に係る先端設備等導入計画に係る法第五十三条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

○国土交通省令第四十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通省組織規則等の一部を改正する省令

（国土交通省組織規則の一部改正）

第一条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
附　則	
（国土政策局地域振興課半島振興室の設置期間の特例等）	
第五条　国土政策局地域振興課半島振興室は、令和十七年三月三十一日まで置かれるものとする。	
２　半島振興室は、第四十一条第二項に規定する事務のほか、令和十七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和　六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。	
（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）	
第八条　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
期　限	事　務
令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十六条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
令和十七年三月三十一日	半島振興法第十一条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

改正前	
附　則	
（国土政策局地域振興課半島振興室の設置期間の特例等）	
第五条　国土政策局地域振興課半島振興室は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。	
２　半島振興室は、第四十一条第二項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。	
（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）	
第八条　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	
期　限	事　務
令和七年三月三十一日	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
令和十三年三月三十一日	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十六条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。